

平成12年4月1日

## 取引適正化委員会を新設

総務委員会

平成11年9月全地連で、国際化の流れの中で社会資本の最終需要者である国民の視点に立った競争的市場を構築するために『独占禁止法の遵守を確実にするために全地連がとるべき行動指針』が決定されました。この指針のうち、業界団体が取り組むべき項目と具体化したものとして、今年1月全地連に中央取引適正化委員会が発足し、同時に全国の10の地方協会にも地方委員会を設置するものとなりました。中央取引適正化委員会は全地連会長を委員長、同常任理事をメンバーとするもので主に次のような活動を行います。

- (1) 取引の適正化および独占禁止法の遵守に向けたテキストやスライドの作成。
- (2) 地方委員会が企画する関連講習会への講師の派遣ないし斡旋。
- (3) 公正取引委員会などが公表する競争政策に関する資料の収集と提供。
- (4) 発注機関の入札・契約方式の動向に関する資料の収集と提供。
- (5) 取引の適正化に関する関係機関への提言・建議。
- (6) 年度毎の「地質調査業に係る取引の適正化に関する報告書」の編集および配布。

各地方協会に置かれる地方委員会は次のような活動を行います。

- (1) 取引の適正化および独占禁止法の遵守に関し会員事業所へ周知徹底を図ること。
- (2) 取引の適正化および独占禁止法の遵守に関する講習会等を開催すること。
- (3) 当該協会および所管する県組織の入会基準や会費徴収基準等を点検すること。
- (4) 当該協会およびその所管する県組織の運営全般に付き「独占禁止法」、「入札ガイドライン」および「事業者団体ガイドライン」に抵触していないかの点検を行うこと。
- (5) 所管する地域内の発注機関に関し、取引の適正化の観点から問題のある発注があった場合、これを記録すること。
- (6) 地方委員会が行う(1)から(5)までの活動について別途定める様式により、年2回中央委員会に報告すること。

東北地質調査業協会では2月9日役員会を開催し、上記を受けて当協会にも地方取引適正化委員会を設置することを決定致しました。

名 称：東北取引適正化委員会 構 成：委員長 理事長  
：委員 理事全員（13名）

運営開始日：平成12年4月1日

なお、当委員会の実務的サポートは総務委員会が担当します。